

運転補助装置の選定・助成について

1. はじめに
2. 代表的な運転補助装置
3. 助成手続きや購入までの流れ
4. 助成に必要なもの
5. 注意事項

1. はじめに

病気やケガの影響で身体の状態が変わった場合に障がい の程度により、免許証に運転を行ってよい車種や補装具の使用など、条件が付される(条件付き適格)場合があります。

運転補助装置を選ぶ際は、事前に運転免許センターにて運転適性相談を受けましょう。運転補助装置には、自動車メーカーと運転補助装置を専門に製造・販売している専門メーカーの装置の2種類があります。

2. 代表的な運転補助装置

1. 旋回装置

旋回装置はウィンカー・クラクション機能が旋回装置に付いている物を利用する方が、ハンドルから手を放す必要がないため安全な運転が可能となります。また、ハンドルの内側よりも真上に取り付けるタイプの物の方が、操作する力が弱くてすみませす。どのタイプにも固定式と着脱式がありますが、家族も運転する機会が多い場合は、着脱式を選択すると非常に便利です。ただし、ハンドルヒーターが入っている車種の場合は旋回グリップの使用が推奨されていないので、ご注意ください。



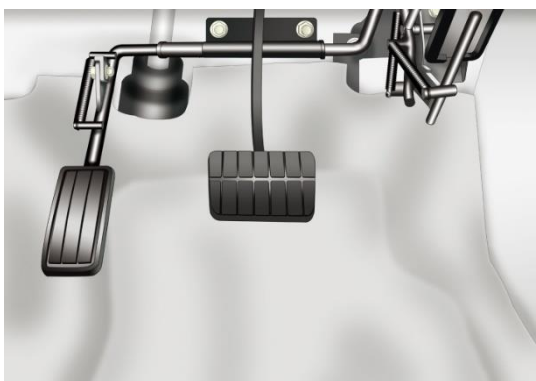
ノブ型旋回装置



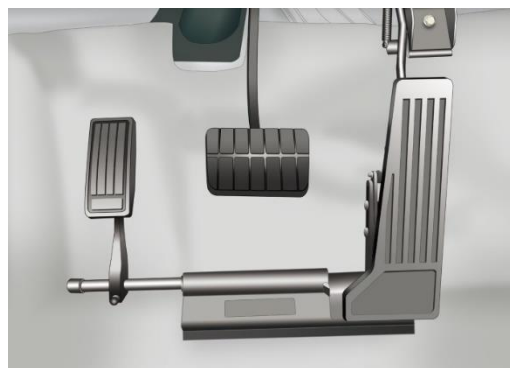
リモコン付き旋回装置

2. 左足用アクセルペダル装置

吊り下げタイプは、左アクセルペダルの中では、一番オーソドックスなタイプです。アクセルを左側で操作できるようにしながら、誤って既設のアクセルペダルを踏まないように、遮へい板で隠したり跳ね上げたりします。通常のように右アクセルで運転する場合は、遮へい板を取り外した後、左アクセル本体を上にも収納することで、支障なく運転することができます。床置きタイプは、凡用性の高い左アクセルペダルです。本体を床に設置するオルガン式なので、設置のために車体の床に2か所穴を空ける加工が必要です。軽自動車など車体の小さい車種ではアクセルペダルが設置できないことがあります。



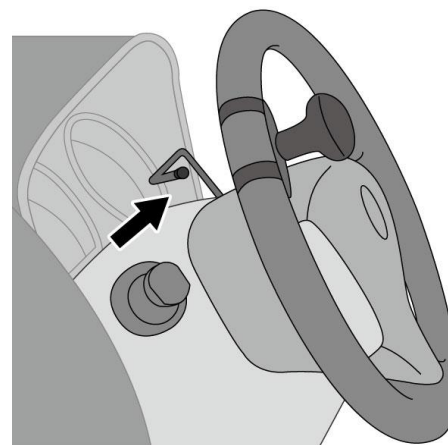
吊り下げタイプ



床置きタイプ

3. 左ウィンカーレバー

右側にある通常のウィンカーレバーを延長させ、左手でウィンカー操作をするために使用します。旋回グリップで紹介したリモコンスイッチで操作することもできます。ただ、近年の車の電子化の影響により配線が複雑になっており、ウィンカースイッチの増設は技術的にも保安上の問題でも難しくなっています。車種によってはリモコンスイッチで操作できない場合もありますので、延長レバーの使用もご検討ください。



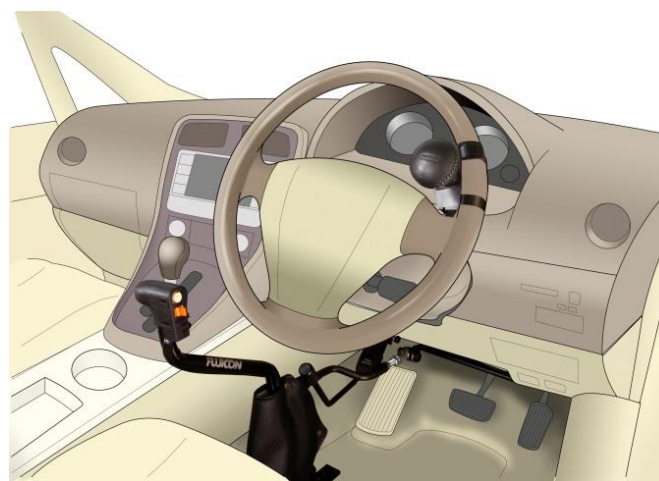
4. 右ウィンカーレバー

右手による片手でのハンドル操作時に、手の小さい方でもハンドルから手を離すことなく方向指示器を操作することができます。



5. 手動(アクセル・ブレーキ)装置

主に脊髄損傷や両下肢切断の方など両足の不自由な方用の装置ですが、足の感覚障害をお持ちの方や低身長の方も使用できます。左アクセルペダルに比べて操作に慣れやすいといわれています。操作方法は、操作レバーを前に押しつけてブレーキ、手前に引いてアクセルを操作するものや、ハンドルに設置したリングを指で操作してアクセル、ハンドルの下に取り付けた操作レバーでブレーキを操作するものなどがあります。



6. 運転補助装置の選択の一例

右片麻痺の場合

- ①旋回装置はハンドルから手を放す必要がないリモコン付き旋回装置を選択。
- ②左下肢操作用アクセルペダルは、切り替え操作が容易で操作性のよい、吊り下げタイプを選択。
- ③方向指示器補助装置は、リモコン付旋回装置でない場合は左手でウィンカー操作をするため、もともと設置されているウィンカーに延長レバー(左ウィンカーレバー)を設置する。

3. 助成手続きや購入までの流れ

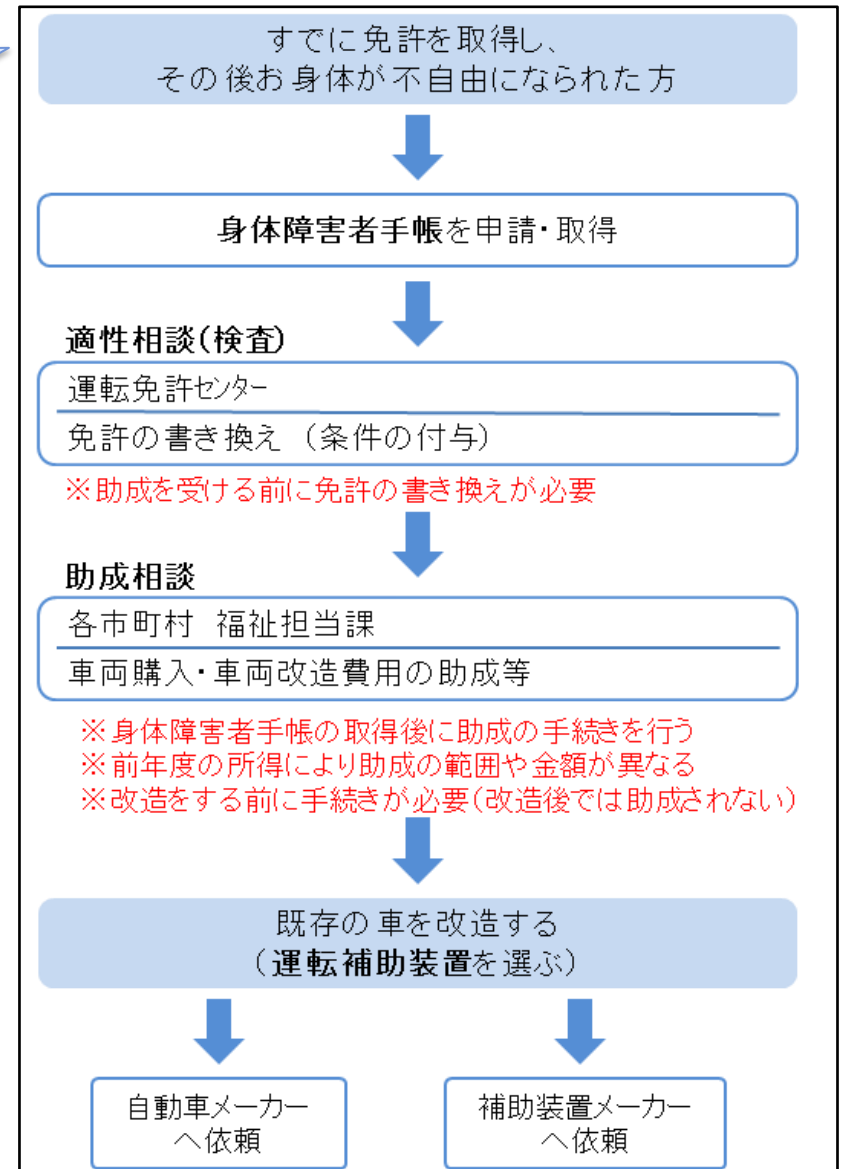
お身体に障がいをもたれた方が、自動車に運転補助装置を取り付ける場合の流れです。

助成を受ける 3step

- ①身体障害者手帳の取得
- ②適性相談にて免許の書き換え
- ③助成の手続きを行う

< 注意点 >

- ・助成の前に免許の書き換え必要
- ・前年度の所得により助成の制限あり
- ・改造をする前に手続きが必要
(改造後では助成されない)



4. 助成に必要なもの

助成の申請に必要なもの

※各市町村により多少異なりますので、詳しくはお住いの自治体に確認して下さい。

申請時

1. 申請書
2. 身体障害者手帳
3. 運転免許証
4. 自動車検査証
5. 見積書

改造後

1. 報告書
2. 預金通帳
3. 領収書
4. 改造箇所が確認できる写真

5. 注意事項

改造に関する**注意点** ①

- 基本的には、身体機能にのみ問題が生じた場合は、運転免許センターでの臨時適性検査の実施のみで道路交通法上は問題ありません。しかし新しい機器の操作に不安がある場合等は、主治医もしくは担当作業療法士に相談をしてください。
- 車の購入方法では、残価設定型ローンやサブスクリプション型などもありますが、これらは装置を取り付けたとしても乗り換え時や車両返却時に復元できなければなりませんので、穴を開けるような加工をするものは取り付けができません。どの程度車を加工するのか、事前に確認が必要です。

改造に関する**注意点** ②

- 運転補助装置を取り付けてもご本人以外の方が装置を使わずに今まで通り運転することは可能です。
車検も今までの車と同じですが、一部の量販店では運転補助装置が取り付けられている車の車検を断ることがあるようです。運転補助装置の導入の際は、懇意にしている自動車販売店があるようでしたら、そちらを経由して購入、取り付け依頼をして頂くと、車検時などでも理解がありトラブルを回避しやすくなるかもしれません。
- 県内の指定自動車教習所では、改造の有無に関わらず車両を持ち込んで教習を行うことはできません。